

【令和7年10月1日～】

19歳以上23歳未満である被扶養者（配偶者以外）の収入要件の変更について

令和7年10月1日より、**配偶者以外の19歳以上23歳未満**である被扶養者の収入要件が変更となります。

旧：年間収入が **130万円未満**で、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること
↓

新：年間収入が **150万円未満**で、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること

《令和7年10月1日からの被扶養者の収入要件》

	続柄：配偶者 以外 かつ 障がい者ではない	続柄：配偶者 かつ 障がい者ではない	続柄：すべて かつ 障がい者である
0歳～18歳	年間130万円未満 (変更なし)	年間130万円未満 (変更なし)	年間180万円未満 (変更なし)
19歳～22歳	年間150万円未満 (変更あり)		
23歳～59歳	年間130万円未満 (変更なし)		
60歳～74歳	年間180万円未満 (変更なし)		

上記の表の年間収入で、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること（変更なし）

【参考】月額・日額ベースでの収入要件

年間130万円未満	月額：108,334円未満	日額：3,612円未満
年間150万円未満	月額：125,000円未満	日額：4,167円未満
年間180万円未満	月額：150,000円未満	日額：5,000円未満

※年齢について

上記の表の年齢区分は、「誕生日の前日が属する暦年」で適用されます。

【例】

- ◆令和7年10月20日に19歳となる続柄が配偶者以外の被扶養者
誕生日の前日が属する暦年「令和7年」⇒令和7年中の収入要件「年間150万円未満」
- ◆令和7年10月20日に23歳となる続柄が配偶者以外の被扶養者
誕生日の前日が属する暦年「令和7年」⇒令和7年中の収入要件「年間130万円未満」

【参考】N年中に19歳の誕生日の前日を迎える場合

- N-1年（18歳の誕生日の前日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。
- N年～N+3年の間（19歳の誕生日の前日を迎える年から22歳の誕生日の前日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。
- N+4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満。

